

第2回 小田原市学区審議会 会議録

- 1 日 時 令和7年5月30日（金） 14:00～15:00
- 2 場 所 小田原市役所6階 602会議室
- 3 出席委員 9名（委員名簿順）
関野次男委員、宮内宏人委員、石井美佐子委員、綾部敏信委員、阿部祥典委員、
山本泰子委員、内山絵美子委員、坂本多恵委員、中戸川勇委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 菊地教育部部長、諏訪部教育部副部長、岡田教育部副部長、
安藤教育総務課長、松澤教育指導課長、澤地教育総務課副課長、
村田教育総務課総務係長、相川教育指導課学事・教職員係長、
廣瀬教育指導課主査
- 6 傍聴者 なし
- 7 内 容 (1) 開会
(2) 議事
ア 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について
イ 答申書（案）について
ウ 諮問について（追加）
エ その他
(3) 開会
- 8 配布資料 資料1-1 前回審議会での主な意見
資料2-1 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について
資料2-2 三の丸小学校における運用方針（案）
資料2-3 追加検討事項について
資料3-1 答申書（案）
資料4-1 諮問書（通学区域の一部改正等について）
参考資料1 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に係る要綱（改正案）
参考資料2 小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱（改正案）
追加資料 兄弟姉妹同一校の許可期間について

会議録

次第1 開会

○司会

「第2回 小田原市学区審議会」を始めさせていただきます。本日の会議につきましては、お手元の会議次第により進めさせていただきます。

ここで、配布資料の確認をさせていただきます。配布資料1－1から参考資料2まで確認させていただきました。

なお、本委員会の会議につきましては、委員総数9名、全員の方にご出席いただいておりますので、審議会規則第五条第2項の定足数に達しており、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

議事に先立ちまして、前回ご欠席されました中戸川委員に自己紹介をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中戸川委員

中戸川勇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。第1回の会議を欠席しまして誠にご迷惑をおかけしました。これから一生懸命やりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私は栢山に住んでおりまして、今は2人で暮らしております。神奈川県警に勤めていまして、ほぼ35年間、刑事部で働いてきました。退職後に小田原警察署で嘱託という形で、生活安全課のスクールサポーターという仕事をさせていただきました。12年間働いたのですが、その間先生方にはずっとお世話になりまして、学校と警察の関係で非行問題や不審者対応に対してずっと仕事をさせていただきました。

今回この審議会を広報で見まして、私の経験がこういった会議で少しでも協力できればと思います。私ができる限りのことであれば、いろいろまた皆さんのお力になればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤課長（教育総務課）

ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。ここからは関野会長に進行をお願いしたいと思います。

○関野会長

皆さんよろしくお願いいたします。それではこれより議事を進めて参りたいと思います。

まず、本日の委員会について、「小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、公開するものいたします。本日の傍聴希望者の有無について事務局から報告をお願いします。

○事務局

本日、傍聴希望者はおりませんでした。

○関野会長

これ以降、傍聴希望のある方がお見えになりましたら、随時対応をお願いいたします。

次第2 議事（1）小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

○関野会長

それでは、次に議事（1）小田原市立小学校及び中学校に関わる指定学校の変更について事務局から説明をお願いします。

○松澤課長（教育指導課）

それでは私からご説明いたします。

初めに資料1-1、「前回審議会での主な意見」をご覧ください。

議事録から前回の委員の皆様の主な意見、事務局からの回答と、今後の対応について表で整理させていただきました。

実際の運用に関わる内容や中長期的な課題、子どもの朝の時間の過ごし方、他の自治体の事例など様々なご意見いただきましたが、指定変更制度等に係る要綱の改正により、学区外から就学する児童生徒を制限する、事務局案の方向性につきましては概ね妥当であるとのご意見をいただきました。

また、前回ご欠席の中戸川委員につきましては、別日にお時間をいただきまして、第1回の協議内容と議事録を事務局通じて共有させていただきました。

中戸川委員からは、三の丸小学校の保護者のお迎えの駐車が多く見受けられ、事故等の懸念があることについてご意見いただきましたので、資料の最後に追記させていただいております。

続いて、資料の2-1「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について」をご覧ください。

前回、三の丸小学校での課題を例にご審議いただきましたが、こちらにつきましては、一般論でどの学校にも当てはまるものとして整理しております。

1「第1回の審議結果を踏まえた方向性第1回の審議結果を踏まえた方向性」でございますが、2つの各要綱における指定変更の不承認等の規定に次の事項を追加いたします。改正案として、具体的な改正内容を参考資料1及び参考資料2に赤字で記載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

2「要綱改正後の運用」でございますが、1点目、学校運営に支障等をきたす等の事由により、児童等の就学を希望する学校への就学が困難なときを追加いたします。

2点目、1点目の理由により不承認または不承諾とする場合、隣接する学区で預かり先がある場合は近い学校への区域外通学を承認、承諾する旨を追加いたします。

要綱改正後の運用でございますが、いわゆる学校運営に支障をきたす等の事由については、(1)として、学校運営に支障をきたす要因は、児童生徒数の増加に伴う、学校施設の利用に制限が生ずる場合、そして必要以上に制限をかけることがないように運用の方針を定めます。

(2) 学校運営に支障をきたすことが見込まれる、当該校とは連携調整を図りながら運用することとします。また、児童生徒への配慮という観点から、これを適用する場合は年度当初からとし、適用するかしないかの判断については、前年度の9月末までに行い、速やかに市民等に周知いたします。

(3) すでに就学している児童生徒及びその兄弟姉妹については、不利益を被らないよう、継続して就学できることとします。

(4) その他の要因の場合は、必要に応じてその都度判断します。

3「運用方針(案)」でございますが、(1) 当該校の状況把握として、学校施設の状況確認及びヒアリング等により、受け入れが可能な学級数等を積算します。

(2) 条件及び判断基準の設定として、(1)の結果及び児童生徒数の見通しなどを踏まえて、適用する条件や判断基準を設定します。

(3) 適用の判断としまして、(2)に基づき、教育委員会において適用するかどうかを判断します。

前年度、9月末までを目安とします。(4) 運用の見直しとして、毎年(1)から(3)のプロセスを行い、適用の判断見直しを行います。

前回の宮内委員様のご意見にもございましたが、宅地開発やマンション建設などで将来的にどの学校も環境が変わる可能性がございます。

都度、児童生徒数と学校施設等の状況により、学校運営に支障をきたすことが見込まれるその学校ごとに運営、運用方針を定めていくこととなりますが、具体の参考例として、前回のご審議いただきました三の丸小学校

における運用方針の案を、資料2-2としてお示ししております。

それでは資料2-2「三の丸小学校における運用方針（案）」をご覧ください。

1「当該校の状況把握と上限設定」でございますが、（1）児童数の表の通り、令和7年4月1日現在、通常の学級数は19、特別支援学校は7となっております。（2）の教室数は、上限となる教室の数です。

現在の通常の学級の教室数の上限は21教室ですが、令和7年度中に放課後児童クラブ移転により2教室増設されるため、通常の学級の教室数は上限が23となります。

特別支援学級は児童の状況等に応じて、新設したり増設されたりしますので、増加する可能性を考慮すると、1ページ目の下段、囲みの中ですが、令和8年度の受け入れ可能な通常学級の数は22になります。

なお、特別支援学級は、少人数での編成となることから、特別支援学級2学級分を普通教室1教室分に換算しています。

裏面の2「条件及び判断基準の設定」ですが、児童数の把握、学級見込み数を算出して、制限をかけるかの判断を行います。想定される増加人数を、実績等から最大値、試算しまして、適応の判断を行います。令和8年度は21学級となりますので、制限はかけないということとなります。

このように、毎年度9月末までに判断することとなります。

次に追加検討事項として、資料2-3「指定変更承認基準等における「転居」の取扱いについて」をご覧ください。

1「経緯」でございますが、各要綱の別表のうち、転居の許可期間については、児童生徒の環境変化による影響への配慮などから、小学校中学校それぞれまでの卒業までと定めております。

このことについて前回、内山副会長から、転居の事由についてもっと短い期限としている自治体もあるとのご意見いただきまして、事務局で追加調査したものでございます。調査の内容は、表をご覧ください。許可期間を卒業までとしている市は、本市含めて4市で、多くの市は、内山会長の情報提供の通り、短い期間となっております。

これらの追加の調査の結果を含めまして、裏面の2「現状と課題」でございますが、令和7年4月現在、指定変更及び区域外就学を承認承諾している323件のうち、転居による理由は97件で約3割ですが、事由別になると最も多い割合となっております。

この中には、制度の趣旨と異なる事例も見受けられております。例えば、小学校入学前に、早川小学校から三の丸小学校に転居して三の丸小学校に入学し、1年生の途中で元の早川小学校の住居に戻り、その際に転居の事由により指定変更申請をして、卒業まで三の丸小学校に通う、といったように、児童生徒の環境変化による配慮という指定変更を認める本来の趣旨とは異なる事例があります。

藤沢市では同様の事例が見受けられ、それに対する対応をしているということです。災害等非常時における児童生徒の保護者への引き渡しに時間を要するなど、課題もあることから、許可期間及び運用については、見直しも含めて検討する必要がございます。

3「対応策（案）」としまして、2で挙げた課題への対応策として、他市を参考に事務局で以下の2つの案を挙げさせていただいております。

1案は許可期間を小学校1年生から4年生までは学年末まで。小学校5年生から中学3年生は小学校、中学校それぞれの卒業までに変更するものでございます。この場合児童生徒の発達段階に応じた指導、例えば6年生に向けて、5年生から継続的に取り組むことや、各教科の学習内容の繋がりなど、これらに対して一定の配慮は、なされるということが挙げられます。

2案は、転居先が従前の住民登録地の場合、先ほど例に挙げさせてもらったようにお引っ越しをされて、元のお住まいに戻る、という場合は許可期間を原則として学年末までとする旨を追記するものです。

対応としては、1案と2案の両方を変更・追加する場合、1案のみの変更、また2案のみの追加、いずれも取り取り入れない、またはそれ以外の変更など、いろいろご検討いただきたいと思います。事務局としてはこの2つの案を挙げさせていただきます。なお、現行の運用で承認・承諾済みの児童生徒及びその兄弟姉妹については不利益を被らないよう、継続して通学できるような配慮の必要があります。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○関野会長

ありがとうございました。議論を経て考え方を整理したということです。また追加の検討事項も示していただきました。ご意見がありましたら、宮内委員から順次お願いします。

○宮内委員

前回いろいろな意見が出て、事務局でまとめていただいた。学区の児童生徒が本来行くべき学校に通学できなくなる、ということは防止しないといけない、これが基本と思っている。先ほど例が出たように、学区外の学校に通いたいがために変なことをしてしまう方もいる、ということで、それに歯止めをかける案は必要だと思う。ただ、こう言った決まりをガチガチにしてしまうとまた難しくなってしまう。どこまで線を引くかについては文言を考えなければならない。総論としては良いと思う。あと、宅地開発や東京など県外から転入してくる人の受け入れについては、また別の問題として課題となる気がする。

○石井委員

私も大体このような形で良いと思う。

該当する学校は絞られるとは思われるが、事前のヒアリングや施設の把握など、担当の部署の負担がかなり大きくなるのではないかと、というところが心配される。

制度を拡大解釈して運用されている市民の方もいらっしゃるかもしれない中で、本来入るべきお子さんが入れないという状況はやはり避けなくてはならないと思う。

○綾部委員

まず質問ですが、三の丸小の試算で行くと22学級までは大丈夫ということで来年度は制限をかけないとしているが、例えば来年度の新1年生が5学級になってもそこは許容範囲という認識でよろしいのか。

○松澤課長（教育指導課）

その通りである。判断基準とする表では、過去の最大増加数を見込んで増加人数を想定している。新1年生は入学前の1年間での増加数を、その他の学年も多めに増加することを見込んでいる。前回ご指摘のあった抽選という方法は想定しておらず、一律に制限をかけることを想定している。

○綾部委員

例えば1学年が5学級となってしまうと、全体の学級数としては収まるのかもしれないが、学校教育を実際行う立場としては教員の配置等が課題となってしまうのではないかと懸念がある。

また、転居の対応について、実際にそのような運用をしている人はいると思うが、そういった人は正直に申告するとは限らない。制限をかけることについては賛成だが、慎重に考える必要があるのではないかと。

○阿部委員

前回も確認したことだが、制度を拡大解釈し運用している人へ対応する必要があるのではないかと。教育委員会は調査機関ではないという回答だったが、現認しているのに調査機関ではないと言い続けるのはどうかと思う。転居の対応についてはおおむね良いと思うが、文言には気を付ける必要がある。兄弟姉妹に不利益が無いように、としているが、一時的に養子縁組をしてしまうといったことも考えられる。また転居の例だと、一時的に住所を三の丸学区にしてしまう、ということも考えられ、抜け道は出てきてしまう。

○山本委員

転居の取り扱いについて、1案と2案を比較すると2案のほうが幅広い。1案を基本とするというのが良いのではないか。

○坂本委員

前回の説明では、増えた学級については、オープンスペースの活用ができないということだった、今回の制約でオープンスペースの活用の制限は解消されるということではないか。

○松澤課長（教育指導課）

オープンスペースは各学年3学級を基本としているため、環境の差は生じてしまう。普通教室を確保して学習ができる状況を上限の学級数としている。

○坂本委員

横浜市の事例で、海外につながるのある児童が近年、急激に増えて日本語支援制度が必要になったケースがある。このように、緊急で教室が必要になるケースもあることから、スペースについてはある程度余裕があった方が良いと思う。

転居については、高学年へ配慮があり良いと思う、1案2案併用でよいのではないか。

○中戸川委員

原案でよいのではないか。今の段階だとぎりぎり飽和状態であり予防策をとる必要がある。私の親も私を学区外の学校に入れようとしたことがある。私が学区の学校に行きたい、と言って結局学区の学校に通ったが、60年前からそのようにする人がいる。学区外の学校に行くのは良くないと思っている。

学校前の道路への駐車については、学区外の人が迎えに来ている。12年間ずっとそのような感じであった。現状のままでいつか事故が起こってしまうのではないかと懸念している。兄弟が別の学校に通う、というのは良くないことだと思うので、兄弟姉妹への配慮は良いと思う。

○内山副会長

他の委員から意見があったが、施設面だけではなく教員の体制などについてもある程度のゆとりが教育にとっては重要となる。施設だけではなく全体的な運用の視点から学校運営に支障をきたす、としても良いのではないか。要綱に児童等と記載があるが、保護者という文言を入れても良いのではないか。

転居については、ほかの委員から意見があったように制限したほうが良い、2案の追加は必要と思う。1案については、学年末となっており、ゆとりがあつてよいと思う。両案を併記する形でよいのではないか。

1点気になったが、兄弟姉妹同一による指定変更の場合、例えば上の方が5年生で希望されて下の子が1年生の場合、その5年生が卒業した後の1年生がどうなるのか。

○松澤課長（教育指導課）

ご質問に対して、追加資料でご説明させていただきたい。

現行の規定では、兄弟姉妹同一校通学については、許可期間が小中それぞれ卒業までとなっている。その規定に、1案の5年生以上は卒業まで、を適用した場合として、仮に資料のような4人兄弟がいた場合について説明する。

この4人兄弟が今年の9月に引っ越したと仮定すると、一番上の5年生の児童については、5年生であるため、転居した後も卒業まで、という規定を適用し、6年生まで従前の学校に通うことができる。

2番目3番目のお子さんについては、4年生と1年生であるため、従前の学校に通えるのは学年末までとなり、年度の終わりでまでが許可期間となる。

年度が明けて学年が1つ上がると、一番上のおさんは6年で、2番目、3番目、4番目の弟妹が、一番上の児童の兄弟姉妹同一校で指定変更すると、現行の許可期間では、それぞれが6年生まで従前の学校に在籍するような許可期間になっている。

今回の転居に伴う許可期間を変更した場合に、兄弟姉妹も条件に差が出るというところが確かに課題であることから、②の通り、兄弟姉妹同一校進学の特許期間を、兄弟が卒業するまでの条件に加えて、兄弟が卒業したときに、小学校5年生以上または中学生の場合、卒業までという許可期間にすると、表の下段のとおりとなる。2番目のお子さんについては、上の一番上の兄弟が卒業時は5年生であるため卒業まで、3番目4番目の弟妹については、上の2人がすでに卒業しているので、2番目のお子さんが卒業するところで、同一校の特許期間が終わり、本来の住まいの学校に転校する、という形になる。兄弟姉妹同一校の特許期間についても、転居と同じような形にできればと考えている。

○関野会長

他に皆さん方から質問意見等ございますか。

ありがとうございました。ただいまいただいた意見等を踏まえ、再度整理をお願いいたします。

それではこれにて議事(1)について終了します。

次第3 議事(2) 答申書(案)について

○関野会長

次に(2) 議事答申書(案)について、事務局からお願いします。

○村田係長(教育総務課)

資料3-1「答申書(案)」をご覧ください。審議中の部分もございますが、本審議会より教育委員会へ提出する答申書の鑑文の案を作成いたしました。

「1 通学区域の一部改正について」でございますが、前回のご審議において、概ね適当であるとのこと意見をいただきましたので、その旨を記載しております。

「2 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について」でございますが、現時点で、要綱改正については妥当であるとの方向性でありますことから、その旨を記載しております。なお、具体的な改正内容等については、別途資料添付をすることとし、こちらにつきましては、先ほどのご審議を踏まえて、次回改めてお示ししたいと考えております。また、前回いただいたご意見のうち、中長期的な通学区域の見直しが必要ではないか、というご意見を、主な附帯意見として仮置きしております。こちらにつきましては、この他に追記が必要なものがありましたら、この後ご意見をいただければと考えております。

先ほどの審議内容といただいたご意見等を反映させ、次回最終的な案をお示しする予定です。

説明は以上でございます。

○関野会長

ただいまの説明につきまして、質問、意見等ありましたら、発言をお願いします。

○内山副会長

前回委員の皆様方から、学区を変更しなくても、安心して自分の学校に行けるような、子育て支援ですとかそういうところも併せて考えていく必要があると思うので、そのような文言を追加していただけるか。

○村田係長(教育総務課)

対応させていただく。

○内山副会長

ありがとうございます。

こども基本法が施行され、子どもの視点から子ども政策に関して考えていこうというところが推進されているので、この会議の内容につきましても子どもに関わるというところで、子どもの最善の利益を重視したという主旨を入れていただきたいと思います。例えばこの要綱の中の承認にあたっての前提となる条件の中に、子ども

の過度の負担が伴わない場合という記載があるが、非常に重要な点だと思うので、この学区変更に関してはその点をきちんと重視して、精査していただき、追記していただきたい。

○関野会長

ただいまいただいた意見を踏まえて今回精査した答申案をお示しいたします。それでは議事（3）について、これにて終了させていただきます。

次第4 議事（3）諮問について（追加）

○関野会長

次に、諮問について追加ということですが、事務局から説明をお願いします。

○菊地部長

追加諮問をさせていただきます。

通学区域の一部改正について、資料4「通学区域の一部改正について（諮問）」をご覧ください。

小田原市学区審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。1「諮問事項」通学区域の一部改正について。2「諮問事由」平成30年3月26日付告示第4号「市立の小学校及び中学校の通学区域」にて、通学区域を住民登録地の一覧から地図に変更した際に、告示地図に誤りがあり通学区域が変更されてしまったため、告示前の通学区域に改正することについて諮問する。

補足してご説明いたします。宅地開発等により一覧には記載のない住民登録地が発生することなどから、平成30年3月に一覧から地図に変更したところですが、その際、告示した地図に誤りがございました。実務上の学区の確認は明細地図でおこなっており、告示後も同様に明細地図で学区の確認を行っていましたが、令和7年3月に市民からの問い合わせがあり、告示の地図と明細地図とに差異があることが発覚したものでございます。この度の追加の諮問は、告示により通学区域が変更されてしまったため、地図を正確なものに改め、告示前の通学区域に改正するためのものでございます。

今後の改正の流れといたしましては、事務局により早急に改正作業を進めまして、次回審議会において答申案をお示しする予定です。その後、議会報告等を経て、告示の改正を行い、各校にて入学前説明会が実施される12月頃までには改正した通学区域での運用を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○関野会長

どうもありがとうございました。

具体的な提案は次回ということですので、このことについてはこれで終了させていただきます。

次第5 議事（4）その他

○関野会長

4「その他」について事務局から説明をお願いします。

○村田係長（教育総務課）

委員長、委員の皆様、ご審議お疲れ様でした。事務局から2点事務連絡がございます。

まず、1点目として、委員会の会議録でございますが、会議録は事務局が作成したのち、委員の皆様にご確認いただいたうえで、市のホームページで公開させていただきます。

2点目ですが、次回会議につきましては、8月下旬頃の開催を予定しております。日程調整のうえ、後日、改めてご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

○関野会長

ありがとうございました。

以上で予定していました議事が終了しました。

それでは進行を事務局へお戻しします。

○安藤課長（教育総務課）

それでは以上をもちまして第2回小田原市学区審議会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、どうもありがとうございました。